

人 第 302 号
令和5年12月8日

報 道 機 関 各 位

福 井 地 方 法 務 局 長
(公 印 省 略)

福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」に対する人権広報大使の委
嘱の報道について（依頼）

平素は、人権尊重思想の普及高揚及び啓発活動につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井地方法務局及び福井県人権擁護委員連合会では、人権啓発活動の効果を向上させることを目的として、県内の御当地キャラクターを人権広報大使に委嘱し、法務省の人権イメージキャラクターとともにマスコットの存在として啓発行事に参加していただく取組を行っているところです。

今般、福井県マスコットキャラクター「はぴりゅう」を人権広報大使に委嘱することとし、下記のとおり、委嘱状交付式を行うこととなりましたので、貴社において報道方よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年12月21日（木）午前10時
- 2 場 所 福井県庁6階大会議室

【問合せ先】

福井地方法務局人権擁護課長 前田

TEL 0776-22-4202（直通）

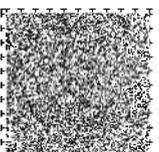
E-mail n.maeda.dx2@i.moj.go.jp



- 差別を受けた
- 暴力・虐待を受けた
- ハラスメントを受けた
- いじめを受けた
- インターネットによる誹謗中傷など

今、悩みを
抱える
あなたへ

ひとりで悩まず
法務局に相談を



法務省 人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

● 人権相談はこちらへ ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番

0570-003-110

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待などこどもに関する相談はこちら

こどもの
人権110番

0120-007-110

- こどもの人権についての専用相談電話です。
- いじめや虐待などのこどもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

LINEでも相談を受け付けています



LINEびんけん相談

@sns.jinken soudan

こちらから友だち追加してください



職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン

0570-070-810

- 女性の人権についての専用相談電話です。
- セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

インターネットでも相談を受け付けています



パソコン・スマホ・携帯電話共通

インターネット人権相談 検索Q SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>



*端末の環境により、ご利用できない場合があります。

秘密は守ります。相談は無料です。



人権イメージキャラクター
人KENまる君

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方です。

私たちに話してみませんか
“人権擁護委員”は、
あなたの街の相談パートナー

1どんな人?

現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じ
ています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に
対応するため、市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を
受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、
人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任してい
ます。

2どんな制度?

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史
は古く、他国では類を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるた
め、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、
人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動
をしています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々
が国と一体となって、皆さんの人権を守る制度なのです。

3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バツ
シ)を着けています。

き章(バツシ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、
中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這っ
て広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるよ
うにとの願いが込められています。



かたばみ



き章



リサイクル適性
この印刷品は、印刷廃棄物の
リサイクルできます。

あなたの その悩み 人権侵害 かも...

○いじめ・いやがらせ



○虐待



○インターネットでのプライバシー侵害



○差別



もう一人で悩まないで

相談から解決へ



- 全国各地の法務局では、職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。
- あなたの悩みの解決のため、最善の方法と一緒に考えます。
- 必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。
- いじめ、いやがらせ、虐待などを見たり聞いたときには、情報をお寄せください。



法的なアドバイス
専門的な機関を紹介



話し合いを仲介し
相手方との関係を調整



人権侵害をした人に
改善を求める





『誰か』のこと
じゃない。
外国人編



『誰か』のこと
じゃない。
部落差別（阿和問題）編



『誰か』のこと
じゃない。
インターネット編



『誰か』のこと
じゃない。
児童虐待編



『誰か』のこと
じゃない。
セクシュアル
ハラスメント編

第
75
回

人権週間

12月4日～10日

12月10日は
人権デー

「誰か」のことじゃない。



ドメスティック
バイオレンス編
『誰か』のこと
じゃない。



『誰か』のこと
じゃない。
いじめ編



『誰か』のこと
じゃない。
障害のある人編

人権啓発動画を法務省ホームページにて公開中！



法務局では、人権侵害に
みんなの人権110

一編3分程の動画です。ご覧いただけると幸いです。
人権侵害のない社会を目指し、県民に知名度のある「はびりゆう」と連携した人
権啓発活動を実施して、啓発効果を向上させたいと考えています。

0570 003-1110 外国人労働者 0570 000-911

LINEじんけん相談 @snsjinkensoudan

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通)

